

ともだち活動で注意すること

- ・「誰にも言わないで」と対象者から秘密を打ち明けられる場面では、保護司や保護者とも相談しながら解決した方がきつといい場合が多いから約束はできないと言い、秘密を抱え込まないようにすること。
- ・お金を貸して、といわれても貸してはならない。
- ・問題を一人で抱え込まない。(例: 事情を告げられ、薬物を預かってしまった…)
- ・誰々の連絡先教えて、といわれても他の会員の個人情報は漏らさない。
また、対象者同士の連絡は、禁止事項である。(会長または担当保護司は、可)
- ・密室、暗がり、人気のない場所における活動には、特に注意を払うこと。
- ・ルールは守ること。16歳未満は、夜 8:00～朝 4:00 の間、保護者同伴
16歳以上 18歳未満は、夜 11:00～朝 4:00 〃
- ・過去、自分もしたことがある違反を(飲酒や喫煙など)言うてはいけない。
*やってもいいんだと捉えられる→自分のことは伏せておく。

ともだち活動のグループワークを行う際の注意点

会員と対象者が複数いる場合

- ・個人情報に関わる話しを対象者の前で話さない。
- ・対象者を一人にさせない。
- ・対象者同士を引っ付けない。
- ・グループワーク中は禁酒禁煙。
- ・対象者に対してボディータッチはしない。
- ・特別視しない。
- ・タブーな話題にならないよう話しの内容に注意を払う。
- ・前歴を聞かない。